

答申第 903 号

諮問第 1589 号

件名：当該職員が送信したメールの写しの一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分及び意見が記載された部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 3 月 15 日付けで行った一部開示決定を取り消し、個人識別情報を除き開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本開示請求は、2017. 10. 12 公表の県教育委員会 A 教育事務所（以下「A 教育事務所」という。）職員の処分に関する文書で、「当該職員が、発出したメール。」を対象とするものである。

イ 当該職員の処分に関する非違行為報告書（情報開示済み）には、当該職員による「コンピュータの不適正使用」について「午後 2 時 6 分頃、当該職員は教職員課職員を始めとした不特定の職員に対し、勤務時間中であるにも関わらず、業務に関係の無い内容のメールを発信した。メールの内容は、今回の警察通報（当該職員が、他の職員から暴行を受けたとして警察に通報したことを指す。）に関する事実無根の内容のものに加え、複数の事務所職員がセクハラ行為を行っている等該当職員の名誉を毀損し、更には事務所の信用を損ねる内容のものも記述されていた」（平成 28 年 10 月 27 日）と記されている。他の 2 回（平成 28 年 12 月 13 日、同 12 月 21 日）の警察通報についても、ほぼ同旨の内容が記載されている。

ウ つまり、本件開示請求は、A 教育事務所長が、自ら非違行為報告書に記載した「事実無根の内容」「事務所職員のセクハラ行為（であると当

該職員が指摘した内容)」「事務所の信用を損ねる内容」等の事実を、「メール」そのものにおいて確認するものに過ぎない。個人識別情報を除き開示されて当然である。「事務職員のセクハラ行為」等、メールの内容を非違行為報告書に記載しておいて、実質的「不開示」などという対応は、了解できない。

エ 処分庁は、条例第 7 条第 6 号に該当し、「県教育委員会が行う人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」とする。まったく意味不明であり、何をかいわんや、である。

オ 当該職員は、戒告処分を受けたわけであるが、非違行為報告書記載内容を前提に、当該職員の行為をまとめるならば、職務命令違反、暴力行為、器物破損（県財産の損壊）、名誉毀損、職務専念義務違反、職務執行妨害、コンピュータの不適正使用、職場内秩序びん乱等である。これら行為の結果が、驚くことに「戒告」処分である。何のための「処分基準」か。

つまり、上記状態を見れば明白なように、県教育委員会は、適正な人事管理能力の欠落状態にあるといえる。そのような県教育委員会が、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある故に「不開示」、などと、なぜ言えようか。（県民としては、「お前に言われたくない！」という気分である。）

行政の事実を極力公開することにより（県民の目が注がれることにより）、上記のような「不適正」人事管理等を含め、行政のゆがみを回避することもできるのである。それが情報公開制度の目的でもある。この観点からも開示されるべきものである。

カ 以上、本件一部開示は不当であるから、審査請求どおり、開示されるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 本件開示請求書には「2017.10.12 公表の A 教育事務所職員の処分に関する以下の文書。」と記載されている。「2017.10.12 公表の A 教育事務所職員の処分」とは、A 教育事務所の職員（以下「A 職員」という。）が、平成 28 年 10 月 27 日から平成 29 年 1 月 16 日までの間、職場内において、他の職員から暴行を受けた等の事実とは異なる内容を 4 回にわたり警察へ通報する等といった複数の非違行為を行ったため、県教育委員会が同年 10 月 12 日付けで戒告処分を行った事件である。

イ 本件請求内容は、「当該職員が、発出したメール」であり、県教育委

員会は、A 職員が送信したメールを受信した職員がプリントアウトした文書 3 件を本件請求内容に合致する行政文書として特定した。これらのメールは、前記アで述べた 4 回にわたる通報のうち 3 回の通報の後にそれぞれ不特定の職員に対し送信されたものであり、県教育委員会は受信した職員からプリントアウトした文書の提供を受け、A 職員の処分の検討のために保有していたものである。その内容は、A 職員が他の職員から暴行を受けたため警察へ通報をした旨及び A 教育事務所の複数の職員の氏名を挙げた上でそれらの職員が問題行動を行っている旨を情報提供するという趣旨のものであるが、A 職員が警察へ通報をしたこと以外は客観的な事実と反するものであった。また、別記文書 2（以下「文書 2」という。別記文書 1 及び別記文書 3 も同様とする。）のメールには文書 1 のメールの内容が、文書 3 のメールには文書 1 及び文書 2 のメールの内容が、それぞれ A 職員が転送した形式で記載されている。それぞれの本件行政文書の記載内容は、次のとおりである。

(ア) 文書 1

送信者の所属及び氏名、受信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文

(イ) 文書 2

送信者の所属及び氏名、受信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名、本文、文書 1 のメールの転送者氏名、転送年月日及び転送時刻並びに文書 1 のメールの送信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文

(ウ) 文書 3

送信者の所属及び氏名、受信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名、本文、文書 2 のメールの転送者氏名、転送年月日及び転送時刻、文書 2 のメールの送信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文、文書 1 のメールの転送者氏名、転送年月日及び転送時刻並びに文書 1 のメールの送信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文

ウ 本件一部開示決定においては、受信者氏名を「個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分」として、件名及び本文を「意見が記載された部分」として不開示とした。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

審査請求人は審査請求書において「個人識別情報を除き開示を求める」と記載しているが、念のため、個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした部分の条例第 7 条第 2 号該当性を含めて説明する。

本件行政文書のうち、受信者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に

該当する。

本件行政文書のうち、件名及び本文は、送信者の主観や憶測に基づいた意見、心情等を記載したものである。仮に公にした場合、送信者に不利益な結果を招来したり、送信者の憶測に基づいて記載された事柄があたかも事実であるかのような誤解を招き、記載内容に対する非難や中傷がなされたりするおそれがある。また、送信者の意見や心情等を記載したものを公にすることは、個人の権利利益を害するおそれがある。

メールの受信者は県職員であるが、当該メールは A 職員が不特定の職員に対して一方的に送信したものであって、受信者が職員の職務として受信したものではないため、受信者氏名、件名及び本文は同号ただし書ハに該当しない。さらに、受信者氏名、件名及び本文は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないため同号ただし書イには該当せず、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものでないため同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、本件行政文書の受信者氏名、件名及び本文は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、特定の職員が非違行為を行っている証拠となり得る人事管理上貴重な情報となる文書であり、これを受信した職員の氏名が開示されることとなれば、今後、自身の氏名が開示されることを意識して、職員の人事管理を行う部署等への情報提供を行わなくなり、結果として県教育委員会が職員の人事管理に関する情報を得られず、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件行政文書は、送信者の立場から見れば、所属における職員の非違行為が疑われる行動を報告する文書である。一般には、本件行政文書のような、職員の非違行為を報告する文書というものは、職員の人事管理を担当する部署にとって人事管理上貴重な情報となり得るものである。本件行政文書の件名及び本文に記載された情報が一部でも開示されることとなれば、今後、広く職員がその内容を開示されることを意識して職場内の非違行為が疑われる行動に関する情報提供を行わなくなり、結果として県教育委員会が職員の人事管理に関する情報を得られず、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件行政文書の受信者氏名、件名及び本文は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 職員が他の職員に送信したメールについて、受信した職員からプリントアウトした文書の提供を受けた県教育委員会が、A 職員の処分の検討のために取得し、保有していたものであり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その記載内容は、前記 3(1)イで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、受信者氏名を「個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分」として、件名及び本文を「意見が記載された部分」として不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、受信者氏名並びに件名及び本文（以下「本件不開示部分」という。）が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ まず、受信者氏名については、メールを受信した職員個人の氏名が記載されていることから、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

ウ 次に、件名及び本文については、当審査会において本件行政文書を見分したところ、当該部分には、A 教育事務所の複数の職員の氏名を挙げた上で、それらの職員が問題行動を行っている旨を情報提供するという趣旨の内容であって、送信者の主観や憶測に基づいた意見、心情等が記載されていることから、当該部分は、個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであると認められる。

エ 本件行政文書は、同僚の職員が問題行動を行っている旨を報告するという性質のものであり、かつ、不特定の職員に対して一方的に送信されたものであることから、本件不開示部分に記載された情報は公務員の職務の遂行に係る情報とは認められず、同号ただし書ハに該当しない。また、本件不開示部分が慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるとは認められないことから同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

オ よって、本件不開示部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ まず、受信者氏名については、本件行政文書は特定の職員の処分につながる情報として受信者から提供されたものであり、受信者氏名が開示されることとなれば、提供した者の氏名が明らかになることから、今後、自身の氏名が開示されることを意識して、職員の人事管理を行う部署等への情報提供を行わなくなるおそれがあると認められる。

ウ 次に、件名及び本文については、当該部分に記載された同僚の職員が問題行動を行っている旨の内容は、今回の事案に関しては、その後の調査で客観的な事実と反するものとされたものであるが、一般には、このような旨の報告は、県教育委員会の人事管理において貴重な情報となり得るものと認められる。一方で、通常このような旨の報告をする者は、その内容そのものが公にされると認識した上で内容を記載しているとはいえず、件名及び本文の内容が公にされることとなると、今後、非違行為が疑われる行為を発見した者が、公にされることを意識して、当該行為に関する具体的かつ率直な内容を記載することを躊躇し、又は報告自体をしなくなるおそれがあると認められる。

エ したがって、本件不開示部分を公にすることにより、結果として県教育委員会が職員の人事管理に関する情報を得られず、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- オ 以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。
- (5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書1 当該職員が平成28年10月27日午後2時6分に送信したメールの写し
- 文書2 当該職員が平成28年12月13日午前11時30分に送信したメールの写し
- 文書3 当該職員が平成28年12月21日午前11時18分に送信したメールの写し

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.12.14	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 2. 22 (第 568 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4. 19 (第 571 回 審査会)	審議
1. 5. 31	答申